

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 44(オ)915	原審裁判所名	仙台高等裁判所 秋田支部
事件名	建物収去土地明渡本訴、賃借 権確認反訴請求	原審事件番号	昭和 41(ネ)112
裁判年月日	昭和 44 年 11 月 13 日	原審裁判年月日	昭和 44 年 4 月 30 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民第 97 号 287 頁		

判示事項	将来の給付請求が不適法であるとされた事例
裁判要旨	借地法の適用のある土地賃貸借の期間が、事実審の口頭弁論終結後約六年後に満了する場合において、貸主がその期間満了による賃貸土地の返還を求める将来の給付請求は、その請求の基礎となる権利関係を確定することができない請求権を訴訟物とするものであつて、不適法である。

全文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	上告代理人浜辺信義の上告理由について。 <u>上告人の所論の将来の給付請求は、原審の口頭弁論終結当時において、その請求の基礎となる権利関係を確定することのできない将来の給付請求権を訴訟物とするものであつて、不適法であるとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は、採用しえない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 松田二郎 裁判官 入江俊郎 裁判官 長部謹吾 裁判官 岩田誠 裁判官 大隅健一郎)

※参考：判例タイムズ 242 号 169 頁、判例時報 579 号 63 頁